

令和6年度から適用される税制改正について

●森林環境税（国税）の創設

森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税（均等割）と併せて、1,000円を市が賦課徴収（個人住民税が非課税の方は課税されません）し、税収は森林環境譲与税として都道府県や市区町村へ国から配分されます。

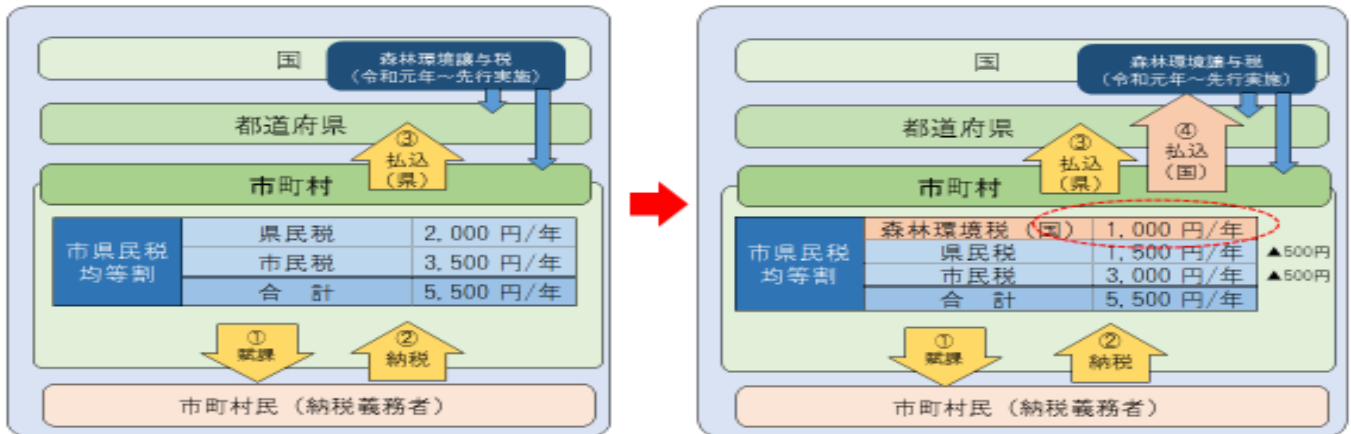
＜均等割（5,500円）の内訳＞

【現行（令和5年度まで）】

市民税：3,500円、県民税：2,000円

【森林環境税導入後（令和6年度から）】

市民税：3,000円、県民税：1,500円、
森林環境税（国税）：1,000円



納税者の負担については、森林環境税 1,000 円の導入に対し、復興増税分 1,000 円（県市各 500 円）が令和 5 年度課税をもって終了するため、変わりません。

※詳しい内容については下記ホームページをご覧ください。

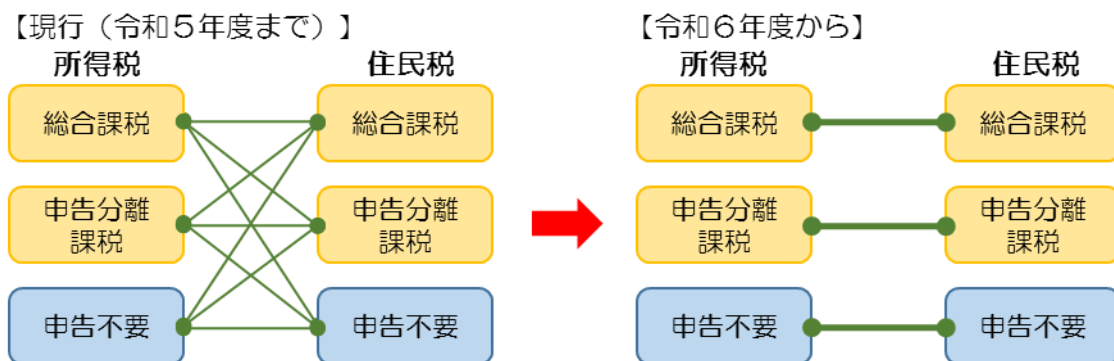
[森林環境税及び森林環境譲与税について（総務省ホームページ）](#)

[森林環境税及び森林環境譲与税（林野庁ホームページ）](#)

●上場株式等の配当・譲渡所得等に係る所得税と住民税の課税方式の統一

上場株式等の配当・譲渡所得金額（特定配当等及び特定株式等譲渡所得）に係る課税方式について、令和6年度課税住民税から所得税（令和5年分確定申告）と異なる課税方式を選択できなくなります。（所得税は確定申告を行い、住民税では申告しない等の選択ができなくなります。）

所得税で確定申告することを選択した場合、住民税でも同様に所得に算入されます。それによって扶養控除や非課税判定、国民健康保険税等の算定に影響が出る場合があります。



上場株式等の配当所得等：総合課税・申告分離課税・申告不要の3つの課税方式
上場株式等の譲渡所得等：申告分離課税・申告不要の2つの課税方式

※課税方式の選択（令和5年度まで）や上場株式等の配当所得に係る課税の特例については、[課税の特例（分離課税）](#)をご覧ください。

● 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

国外居住親族に係る扶養控除の適用を受けようとする場合、30歳以上70歳未満の成人については、次の場合を除き、扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から外れることとなります。

- ・ 留学生
- ・ 障がい者
- ・ 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

ご不明な点は、佐世保市市民税課市民税第一係（☎0956-24-1111 内線2204～2208）へおたずねください。